

感染再拡大の抑制に向けた今後の対応について（7月21日）

京都府は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、府独自で実施している飲食店等への営業時間短縮などの要請について、8月1日まで延長されました。

本市においても、引き続き、京都府の要請に基づき適切に対処するとともに、市民のみなさまへの啓発に努めます。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。引き続き、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

感染再拡大の抑制にむけた市民、事業者への要請

1 特措法第24条第9項に基づく要請

(1) 往來の自粛

不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたぐ往來は控えること

特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、感染拡大傾向の地域との間での不要不急の往來は極力控えること

(2) 飲食店等への営業時間短縮の要請

①対象期間 **令和3年7月12日（月）0時から8月1日（日）24時まで**

②実施内容

飲食店、遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗の21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分（酒類提供を行うための「一定の要件」を満たした場合に限る。）
(営業にあたっての遵守事項) ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場をする者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの方の退場を含む） ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止対策の実施 ・カラオケ設備の使用の自粛 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守	
(酒類提供を行うために飲食店が満たすべき「一定の要件」) ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・同一グループの入店は、原則4人以内	

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類の提供の時間短縮要請は対象となる。

(3) 催物（イベント等）の開催

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

- ①対象期間：令和3年7月12日（月）から8月11日（水）まで
- ②人数上限：5,000人又は収容定員50%※以内（10,000人以内）のいずれか大きい方
※大声での歓声等がないことを前提：100%
- ③開催時間：21時まで（特措法によらない働きかけ）
- ④事前協議：全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合や、やむを得ず開催時間の繰下げが必要な場合等は、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

2 職場への出勤等

- ・「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
- ・業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること。

3 丁寧な広報

- ・市長メッセージの発出（ホームページ、FMいかる等）